

## 平成31年2月定例会 常任委員会

### 総務委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	平成31年3月6日(水)、8日(金)、12日(火) 14日(木)
所属委員	[副委員長]高宮 光敏 [委員] 三瓶正栄 吉田英策 丹治智幸 高野光二 高橋秀樹 長尾トモ子 満山喜一 佐藤憲保



山田平四郎委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…17件  
：承認…1件  
※[知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)
- (2) 議員提出議案：否 決…6件  
※[議員提出議案はこちら\[PDF\]](#)
- (3) 請 願：不採択…3件  
※[請願はこちら](#)

### ( 3月 6日(水) 人事委員会)

吉田英策委員

任用事務費とは何か。

採用・給与課長

県職員の採用候補者試験の実施にかかる費用などを計上しているものである。

吉田英策委員

今回20万円減額とあるが、年間の所要額の変更はそれだけか。

採用・給与課長

例年福島大学等を借りて試験を実施しているが、大学卒程度試験について、学会と日程が重なったことにより福島大学の会場を借りることができずに残った使用料を補正するものである。

### ( 3月 6日(水) 危機管理部)

吉田英策委員

危4ページの原子力防災費の原子力防災体制整備事業について、6,772万2,000円が入札の請差による減額とのことだが、かなり大きな金額であり、通常これほど金額に差が開くものなのか。

政策監

説明欄1番の原子力防災体制整備事業について、

6,700万円ほどが請差となっている。この内容は、原子力防災で必要となるサーバイメーターや線量計等の更新及び新たに整備するための購入費用である。従来からある1万台近くの線量計等について、南相馬市にある放射線監視センターで毎年一度校正作業を行っている。校正自体は民間業者に委託しており、委託そのものは生活環境部の業務であるが、経費を危機管理部で支出している。当初の予定額よりも金額が下がったことにより減額となった。

吉田英策委員

差が大きいため、受託している業者に負担が及んでいないかを心配し、質問した。

危9ページの緊急時・広域環境放射能監視事業も請差による約4億9,000万円の減額と説明があったが、詳しく聞く。

放射線監視室長

緊急時・広域環境放射能監視事業の補正額について、およそ5億円近い額となっているが、これは大きく分けて発電所周辺の監視事業と全県モニタリングの2つである。それぞれ委託件数が線量計に係るものや核種分析など多数あり、請差はそれぞれ2億円ほどとなっている。全県モニタリングについても効率的、効果的なものに切りかえつつ作業しているが、測定件数が多く、事業の額自体も非常に大きいため、委託料や備品購入費の請差がそれぞれ2億円程度となっている。

また、備品購入費について、常に万全の体制でモニタリングを行うため定期的に測定機器類を更新しているが、今回額が大きくなった要因として、大熊町の旧原子力センター解体工事に伴う時期的なずれがある。9月定例会の際も示したとおり、大熊町の復興計画に合わせて急遽、同センターに隣接する測定局自体を移転することになった。本来は今年度中に旧原子力センターにおいて機器類を更新し、1年間継続測定する予定だったが、来年度に取り壊すことになったため、後年度に事業を繰り延べたことも大きな要因となっている。

## ( 3月 6日 (水) 総務部)

吉田英策委員

総14ページの説明項目15の高等学校等就学支援金が1億2,600万円の減額とのことだが、この支援金について申し込み件数や実績等も含めて概要を説明願う。

私学・法人課長

高等学校等就学支援金については、私立の高等学校や専修学校の高等課程に在籍する生徒に対して授業料を補填するために支給するものである。

平成30年度は、対象生徒数は1万600人程度である。

支給については、公立学校の授業料相当額である月額9,900円を標準額とし、それを基本に保護者の経済状況に応じて加算する。標準額では年額11万8,800円となる。収入が少ない家庭には最高2.5倍の額の支給により年間約30万円となることから、おおむね私立高校の授業料見合い分が賄える制度である。

今回の減額補正は、保護者の収入状況について低所得者が多いのではないかと見込んだが、実際はそれほどではなく、加算額が減ったことにより約1億2,600万円減額するものである。当該事業は全体で約20億円である。

## ( 3月 8日 (金) 総務部)

吉田英策委員

総15ページの私立学校振興助成費の私立学校運営費補助金については、県内の幼稚園から高校までの私学助成費とのことであり、基本的には生徒数で積算されると思うが、配分方法を詳しく聞く。

私学・法人課長

私立学校運営費補助金の事業については、幼稚園、小学校、中学校、高校の運営費に対して助成している。基本的には

幼児、児童生徒1人当たりの単価を出し、それに在籍する子供の数を掛けた額を交付しているが、学校の規模によっては不公平感もあり、高等学校については全国の公立学校の教育費との格差を解消するため標準的な運営費を試算し、それに基づき当該私立学校に当てはめて補助額を算出する手法をとっている。結果的にはおおむね全体の経常費の2分の1を目途に助成している。

吉田英策委員

今は私学の生徒数も減って大変だと思う。生徒数と運営費の割合での配分になるのだろうが、実際に私学を運営していく上でのさまざまな要望に十分に対応しているのか。

私学・法人課長

私立学校からの要望については、例年、当委員会で審査されているとおり、特に運営費の充実に関する要望が多い。財政的な問題もあるが、可能な限り充実を図るよう努めている。

また、特別な要望として、例えば、幼稚園に心身障がい児を受け入れているところは余分に人手も経費もかかるため、今回の予算にもあるとおり、心身障がい児を受け入れている幼稚園に対する助成や、子育て環境の向上として、幼稚園は基本的には教育機関であるため昼や2時ころで終わるが、親の都合による預かり保育にかかる経費への助成という要望にも応えている。

吉田英策委員

私立学校の支援の充実についてよろしく願う。

総3ページの人事管理費の庶務業務集中処理化推進事業について、外部委託だと思うが、今までの外部委託先はどこか。外部委託する項目はこれ以外にもあるか。

職員業務課長

庶務業務集中処理化推進事業については、大きく3つの事業で形成されている。そのうちの1つである外部人材活用事業は、現在、業務効率化の観点から3年の複数年契約で実施しており、受託事業者は(株)パソナである。

吉田英策委員

3つの事業とは何か。

職員業務課長

ほかの2つの事業について、1つは庶務システム運用事業で、本庁各公所の業務を集中的に処理するための基幹システムである。

もう1つは集中処理機関運営事業で、庶務システムにつながっていない、例えば警察本部の給与実績を支払いにつなげるためのデータ処理をするシステム等を運営する事業である。

吉田英策委員

その2つも委託事業か。委託先はどこか。

職員業務課長

この2つの事業については債務負担行為でも説明したが、総30ページの給与データ入出力システム運用保守委託で、警察本部等のデータ処理を委託しており、委託先は(株)福島県中央計算センターである。

もう1つの庶務システム運用事業は日本電気(株)に委託している。

長尾トモ子委員

総15ページの私立学校運営費補助金について、都道府県によって助成金が違うと思うが、本県は他県と比較して高いのか低いのか。前年度予算との比較はどうか。

私学・法人課長

小学校、中学校、高校について、幼稚園の数字は出ないが、学種別の生徒1人当たりの単価は3学種ともトップテンに入っており、ここ数年間維持している。

丹治智幸委員

総60ページについて、障がいがある職員の定義を聞く。

人事課長

対象の障がい者については、障害者雇用促進法に記載のある障害者手帳を有する職員である。

丹治智幸委員

この条例改正に対する来年度の予算案や人事配置などの想定を聞く。

人事課長

来年度の人事配置については、採用の見込み等に応じ、今後決めていく。

吉田英策委員

今の関連で、議案第53号の職員の早出遅出勤務について、朝7時～夜10時の間で自由に時間を決めて仕事をするかどうか、実際にこの制度を利用している職員は何割ぐらいいるか。

また、この勤務で超過勤務をすると長時間労働になると心配するが、この制度の対象者に障がい者を加えることは、障がい者にとって負担になるのではないか。

人事課長

現在、早出遅出勤務の対象である子育てや介護をしている職員は、午前7時～午後8時の中で、必要に応じて、勤務時間を変えずに出退勤時間を決められる。現在、どの程度の利用があるかは手元にないが、それほど多くはない。

今回新たに障がい者を加えることについては、例えば、足に障がいがある職員が公共交通機関や道路の混雑を避けたいという場合や、障がいの継続的なケアのために定期的に通院しているような場合を想定し、本人の事情に配慮していくということであり、これによっていたずらに超過勤務がふえることがないように職場でも配慮していくと考えている。

吉田英策委員

早出遅出勤務は本人の申請だと思うが、安易な長時間労働や職員の意思を無視した時間管理にならない運用を願う。

吉田英策委員

部長説明に「もっと 知って ふくしま！」という動画を制作して配信するとあったが、「本県に心を寄せてくれる企業や自治体の協力のもと」とは具体的にどういうことか。関連する企業や自治体で、この動画の普及のためにどのようなことを行うのか。

広報課長

本県の魅力を6秒で表現する動画で、25本作成している。本県の面積を紹介したり、トリビア的なものとして会津磐梯山は162番まで歌詞がある、大内宿で食べられるネギそばなどを取り上げた。6秒というのは、例えばインターネットのYouTubeで番組を見ようとする場合、番組が始まる直前に広告が流れるが、その最低限見なければならない秒数である。6秒経過すると広告動画をスキップできる表示が出るため、6秒に本県の伝えたいことを込めて必ず見てもらえるようにしたものである。この6秒の動画を4つ組み合わせて30秒のコマーシャルとして使えるようにも工夫している。

この動画を、本県に心を寄せてくれる企業や自治体との共働により広めていくということであるが、例えば、不動産を持っている企業の壁等にあるデジタルサイネージや、自治体のホールにあるビジョンで流してもらうほか、来週からは山手線の車内でも放映することになっている。

吉田英策委員

ビル広告や山手線車内での協力という意味で、このような表現になったと理解した。

きょうの新聞で一斉に報道された景気動向指数の基調判断が下方へ局面変化した件について、景気動向の速報値が3か月連続で低下しており、政府が発表していた景気判断とは違って、実際の景気はこの3か月で大分下がっているとの報道である。この報道に対する考えと県税収入への影響を聞く。

部参事兼財政課長

景気動向については、情報収集しながら注視していく。

吉田英策委員

仮定の話だが、政府の発表ではなく新聞報道が正しく、景気が下方に向いているとすると、県税収入にも大きな影響があるのか。

税務課長

平成31年度当初予算においては、県内景気は緩やかに持ち直しているものの、先行き不透明な海外経済の影響などにより景気の下振れが懸念されるほか、税制改正の影響などを見込んで計上している。税に関しては、景気の動向は若干おくれであられることから、来年度の当初予算は今年度の当初予算より60数億円低い額であるが、29年度と比べれば60億円を上乗せしているため、景気はそれほど落ちていないと考える。

吉田英策委員

県税収入にはそれほど大きな影響はなく、そもそも幅を持たせていると理解した。

今回の予算案にも消費税関連の議案があり、消費税収入を見込んで組み立てられていると思う。消費税が10月1日から10%になることについて、その判断材料になる国の毎月勤労統計が間違っているのではないかということで、10月までの間にどうなるのか予断を許さない状況である。我々は消費税に頼らない体制をつくらなければならないとの考えであるが、政府が消費税増税を先送りと判断した場合、県の財政はもう一度組み直すことになるのか。

部参事兼財政課長

消費税の増税については、国において社会保障制度の充実、財政健全化や地域経済の状況等に配慮の上、総合的に判断されたものと理解している。

吉田英策委員

社会保障という言葉が出たが、消費税が導入された30年間で一番大きく減っているのが社会保障分野であり、消費税は社会保障の財源にはなり得ていないと思う。消費税に頼らない財政運営が求められていると考えるため、その点を指摘しておく。

高野光二委員

総17ページの医科大学施設・設備整備事業について、約5億300万円かけて動物実験施設をつくるとのことであり、さまざまな臨床実験等を行う附属施設として必要なものと理解するが、想定される経費をどの程度見込んでいるか。使うのは恐らくそれほど大きな動物ではなく小動物か豚程度だと思うが、それらの動物を使う運営経費はどのくらいか。

私学・法人課長

県立医科大学に対する財政措置について、ハードはこの補助金で出し、運営経費は全体の運営費交付金の中で対応することとなっているため、この施設に係る運営経費を直接は算定していない。

高野光二委員

説明としてはわかるが、総務部は全体的な予算を把握する部である。この医科大学施設・設備整備事業は施設の初期投資の額であり、将来的にかかる経費についても把握してしかるべきと思うが、把握していないのか。

私学・法人課長

施設については既存施設の更新であるため、従前と同程度の運営経費がかかる。それを含め、医科大学全体の維持管理経費や人件費等も加えた総額を措置している。

高野光二委員

実験動物施設はこれまでもあり、それを更新をするということか。全体的な運営経費の内訳は大学に任せており、県では把握していないとの解釈でよいか。

私学・法人課長

県立医科大学は平成18年に県直営から独立行政法人化した。その目的は、大学の自主的な運営に委ね、能率的な経営を

することであるため、県としては、大学においてかかる細部にわたる経費を見るのではなく、全体的に見て、ある程度つかみで事務費交付金を交付している。ハード面で必要になるものは別途財源措置する仕組みに変わったため細部は見えない。

丹治智幸委員

障がい者雇用について、正職員として雇用された後に精神や身体に障がいを感じるようになった職員数と、人員配置の面でどのような工夫をしているのか。

人事課長

採用後に障がいを持った職員数についてははっきりした数値は把握していないが、障害者手帳の有無にかかわらず障がいを持つ職員の意向を確認しながら職場で合理的配慮を行う姿勢で取り組んでいる。

丹治智幸委員

把握していないとのことだが、障がい者雇用の数字はどのように出しているのか。

人事課長

障がい者枠の試験での採用された職員と、採用後に障がいを持ち障害者手帳を提示した職員は把握しており、約100名、実人員では100名を少し超えるくらいである。

丹治智幸委員

把握しているとのことだが、何人か。

人事課長

平成30年度末、知事部局で83名である。

丹治智幸委員

この83名が正職員に採用されてから障がいを感じたのか。

人事課長

この中には当初から障がい者枠で採用された職員もいるため、その区別については把握していない。実人員として障害者手帳所持者が83名である。

丹治智幸委員

それはおかしい。採用時点での手帳所持者数を引けばわかるのではないか。

人事課長

全体としては、そういった区別で分けておらず把握していない。全体としてふえた数を述べた。

丹治智幸委員

今年度、障がい者を採用しているが、知的や精神の障がいがある人は正職員ではなく臨時や嘱託だと思う。テレビCMでは、障がい者枠を満たすために採用すると流れており、ここにも違和感はあるが、臨時や嘱託で雇用された人は正職員になれるのか。反対に、正職員で雇用された職員が正職員でなくなることはあるのか。

人事課長

基本的に非常勤職員での採用者について、別途、正規職員の採用試験を受験し合格しなければ正職員になることはない。また、正職員については、何らかの事情でやめることがない限りは正職員である仕組みである。

丹治智幸委員

以前、総括審査会で、正職員としてやってもらう業務がないとの答弁があったが、整合がとれないのではないか。

人事課長

知的、精神障がい者の採用については、現在、庁内にワーキングチームを設置し、今後の雇用のあり方について検討している。従事する業務内容や受け入れ側のサポート体制の整備と並行して採用について検討していく。

吉田英策委員

臨時財政対策債について、総52ページの臨時財政対策債が約355億円計上されているが、これは何年かにわたってふえているのか。

部参事兼財政課長

臨時財政対策債については、実質的な交付税として交付税のかわりに措置されているものである。臨時財政対策債は来年度の当初予算計上額は86億円ほど減額になっている。

吉田英策委員

国から後で交付金で支払われるということで、県が借金をする形になっている。限度額は国が決めていると思うが、限度額いっぱい借りているのか、それとも限度額を残して計上しているのか。

部参事兼財政課長

国から示された限度額で借り入れる。

吉田英策委員

これは、国の隠れ借金とも言われるものである。そのため、交付金で後から補填するとのことだが、今までの臨時財政対策債は国からの交付金で返済されているのか。また、まだ返済が残っているものがあれば聞く。

部参事兼財政課長

臨時財政対策債の平成30年度末の残高は6,180億円である。国からの交付税はきちんと措置されている。

吉田英策委員

新たな臨時財政対策債はなく、ここにある355億円だけということか。国に対して交付金できちんと補填するように強く求めることが大事である。これを国が返さない事例が多々あるとの報道があり、県の借金になると県民負担につながるため、きちんと国に対して要望してほしい。

佐藤憲保委員

ことし5月から元号が変わることによる切りかえ経費は、総務部で県庁全体の経費をつかんでいるのか、それとも各部対応になるのか。

部参事兼財政課長

切りかえ経費については、各システムの改編が主になるが、各部局対応となっている。

佐藤憲保委員

どのくらいかかるのか。

部参事兼財政課長

手元に数字はないが、各システムの中の一部、例えば100のうちの1、2という程度の経費である。

佐藤憲保委員

ことし10月から消費税が上がると先ほども議論があった。各部でいろいろな契約の仕方があると思うが、来年度について、年間を通じた委託契約等は4月1日契約でも10%となる。3月中に契約すれば8%であるが、4月1日以降は10%で契約するルールになっている。これについては財政課としてはどのような判断をしているか。今回の使用料で、医大や会津大学の8%から10%は単純でわかるが、こういうもの以外はどのように判断しているか。

部参事兼財政課長

県全体の歳出への影響額で捉えると、60億円程度の影響があると考ええる。

佐藤憲保委員

それは、新年度予算に全て網羅されているとの理解でよいか。

部参事兼財政課長

全て網羅されている。

佐藤憲保委員

途中で計算違いのないよう願う。

先ほどの私学・法人課長の答弁について、課長の答弁は捉え方によっては議会軽視である。細かいところまで把握しておらず、つかみの金額であるなどとは少なくとも議会で答弁すべきではない。公立大学法人の中期計画を議会に提案し意見を求め、それを受けて県が中期計画に基づいて財政措置している。個別単年度事業にもかかわらず金額がわからないものを議案として出すこと自体、前提としておかしい。この予算議案に計上している130億円の運営費交付金は全てつかみの金額なのかという話になってしまう。そこは注意しなければならないし、部長にはきちんと指導するよう求める。

総務部長

説明に失言があった。運営交付金は、県と法人との話し合いで決めたルールで積算し交付しており、その中で個別の事業を実施する約束になっている。そのため、一つ一つの事業の予算額が幾らかは大学に任せるとの考え方であり、つかみということではなく、一定のルールに基づいて積算している。

佐藤憲保委員

課長を批判しているのではないが、総務部は予算や組織など、県庁全体をまとめる部署である。ルールに基づいて県の組織が動くが、組織が動くための財源は全て議会の承認が必要である。こういうルールをきちんと捉えていないと変な方向に進んでしまい、それが当たり前になってしまっただけでは議会軽視も甚だしいので、各担当も注意するよう願う。

また、来年度に健康づくり推進課を設置するなど組織の見直しを行うとのことだが、県庁全体の仕組みをどのように変えるか、制度変更により対応が必要になるものは最終的には全て総務部でまとめると思う。オリンピックが開催されるからオリンピック対策室をつくるといった単純なもののはわかりやすいが、こういうテーマでこういう組織が必要だ、部局横断の組織、各課に分かれるものなどは、考え方も含めて事前に示してほしい。これは新年度になってからで構わないのでよろしく願う。

先ほども話が出たが、震災対応があと2年で終わる。その後継組織はどうするのかという議論は別にして、県の財政中期計画について、復興財源を除いた通常ベースに戻ったときの計画を議会側に早く示してもらいたい。要望とする。

## ( 3月12日(火) 人事委員会)

満山喜一委員

平成31年度の職員採用試験について、出題数を削減するとの説明があったが、その内容を聞く。

採用給与課長

民間企業の採用意欲が旺盛であることや人口減少により、受験者の確保が非常に困難な状況である。より多くの受験者を集めるため、出題範囲を削減するとともに、一次試験の教養試験と専門試験で合計90題の出題数を60題に減らすこととした。

具体的には、事務系の職種について、教養試験は50題を40題に、法律や経済分野から出題する専門試験は40題を20題に削減することにより、法律や経済系の学部以外でも受験しやすくした。

また、技術系の職種については、専門試験は40題そのままであるが、教養試験を50題から20題に大幅に削減することにより民間企業等の希望者が併願しやすくなるよう見直した。

満山喜一委員

土木や農業土木の専門職について、行政職と併願できる制度に見直したとのことだが、詳しく聞く。

採用給与課長

併願制については、民間企業等職務経験者試験として別枠で実施している試験で併願を認めるということである。行政事務については受験者もかなり多く、受験倍率も非常に高くなっている。その中には土木職等としての民間専門知識を有する者も多数含まれていることから、併願制を認めることによって、本人の希望により、行政事務では不採用でも土木職

等として採用という道を開く制度である。

満山喜一委員

専門的な土木や農業土木に、行政職にかかわる分野しか学んでこなかった者も併願できる制度ではないのか。

採用給与課長

建設コンサルタント等、民間企業で勤務経験がありながら行政事務を受験する者もかなりいるため、それらを対象に、土木職としての専門性を有する者をぜひ土木としても採用できるよう併願制とした。

吉田英策委員

関連だが、民間企業経験者の採用人数を聞く。また、即戦力として経験豊富な者を求めていると思うが、採用者に対する教育も大切だと思う。人事委員会の所管ではないかもしれないが、職員の資質向上について、職員教育をどのように考えるか。

採用給与課長

民間企業職務経験者試験の実施状況については、即戦力ということと、民間企業でのさまざまな経験を公務に生かしてもらおうという2つの側面で実施しており、その実施状況については、制度を開始した平成23年度の採用は2名、24年度以降は16~18名を採用している。

新規の技術職員の資質向上については、各部局において必要な知識や経験を積ませる採用後専門研修等を実施することにより、資質向上に対応している。

吉田英策委員

今まさに即戦力として大事な存在だと思う。具体的な職種はどのようなものか。

採用給与課長

民間企業等職務経験者試験の職種は行政事務、土木及び農業土木である。人数が多いのは行政事務で、民間企業での経験を生かして商工労働部等で活躍している。

また、土木と農業土木については、まさに現場で復興に携わっている。

吉田英策委員

公平事務に関して、職員の昇給や昇進に対する相談への対応だと思うが、相談内容と解決方法について聞く。

事務局次長兼総務審査課長

公平審査の前段として人事行政相談を行っている。近年、働き方改革が注目されていることもあり、長時間労働や勤務条件に関する相談が寄せられている。

解決方法は、相談者の話をよく聞きながらアドバイスし、解決に至らない場合は当委員会で対応する措置要求や審査請求の制度を案内している。

吉田英策委員

相談件数はどのくらいか。増減の動向も聞く。

事務局次長兼総務審査課長

近年の働き方改革で過労死等が話題になっていることから、相談件数は昨年、ことしとふえている状況である。

吉田英策委員

件数はわからないか。

事務局次長兼総務審査課長

昨年度の相談者数は25人、今年度は2月末時点で39人である。

吉田英策委員

職員が気持ちよく働ける環境整備が大切なので、よろしく願う。

高橋秀樹委員

採用試験の時期について、県職員と市町村の試験時期が重なるため、受験者から選択肢が狭まるとの声がある。一方で、そうしないと受験者が他方に流れてしまうこともあるが、受験者からの地元も県職員も受験できればとの声もあるため、それについての考え方を聞く。

採用給与課長

採用試験の時期について、県内では4市と県職員の一次試験日程が重なっているが、試験を実施する上で問題提供を受けている都合もあり、各都道府県ともほぼ同じ日程で実施している。一次試験の段階でどちらかを選択しなければならないが、県職員の魅力を訴えながら募集活動を行っている。

## ( 3月12日(火) 危機管理部)

吉田英策委員

危8ページの被災者生活再建支援基金への拠出について、これは災害に遭って、基本額が100万円、住宅再建のために追加で200万円、合計300万円が支給されるという制度だと思う。本県の拠出が6億1,100万円とのことだが、この拠出割合は全国の自治体ではどうなっているのか。

災害対策課長

全国知事会を構成している都道府県が、全体拠出額の80%についてそれぞれ国勢調査の世帯数により案分し、残りの20%について均等割りにして拠出するものである。今回の総額は400億円である。

本県の場合は、国勢調査の世帯数案分と均等割りを合計したものが予算額の6億1,100万円である。

吉田英策委員

基金については阪神・淡路大震災以降そのような300万円の枠組みができたが、東日本大震災を経験して、やはり300万円では住宅再建は難しいため500万円に引き上げるとの話も出ている。知事会等での議論の状況について把握しているか。

災害対策課長

支給対象の拡大については知事会でも検討している状況である。県としては、検討結果を受けて対応していきたい。

三瓶正栄委員

防災意識、地域防災力の向上は非常に大切なことである。そのような中、防災意識の高まりについて先般の新聞報道では75%という数字が出ていた。

昨年12月、私の地元小野町で住宅火災が発生、2月には三春町でも発生したが、全県的な火災報知機の設置率を聞く。

消防保安課長

住宅用火災警報器の設置率について、平成30年6月1日時点で74.6%である。

三瓶正栄委員

これについては各市町村で取り組んでいるが、県としても市町村との連携を密にしながら設置率の向上に取り組むべきと思うが、どうか。

消防保安課長

住宅用火災警報器の設置の促進について、県としては、各消防本部との会議を開催し、1月には報道機関も交えて住宅用火災警報器の周知に関する助言を得ながら対応している。

また、3月1日からの春の火災予防週間において、消防本部ごとに量販店店頭での啓発活動を行うなど取り組んでいる。

三瓶正栄委員

県民の生命身体財産を守るためにしっかり対応願う。

最近、地震や豪雨に危機感を持つ県民がふえている。世論調査でも77%という数字が3月3日に報道された。県内59市町村でそれぞれハザードマップ等を作成するなど取り組んでいるが、マップを配ったその先の行動が大事である。県の考

え方を聞く。

災害対策課長

ハザードマップ配布後の防災に対する県民の行動が非常に大事であるため、市町村に対しハザードマップを活用した訓練の実施を依頼している。

また、地域の防災力向上のため、地域みずからが防災マップを作成する事業を今年度実施した。これは住民が地域の危険性を実際のまち歩きによって把握し、専門家の指導も受けながら防災マップをつくるというモデル事業で、県内4カ所で実施した。来年度は地区防災計画まで作成する地区をモデル事業として選び、ハザードマップや実際の災害状況なども踏まえながら、みずから逃げる、安全を確保することに結びつけられるように進めていく。

三瓶正栄委員

よろしく願う。

避難訓練、避難所運営訓練や救命講習会が実施されていると思うが、アンケート調査によると参加率が35%とあった。内容を聞く。

災害対策課長

35%というアンケート結果は把握していないが、県では総合防災訓練を毎年各市持ち回りで実施しており、県、市町村、消防、警察等の防災関係機関だけでなく、地域住民にも積極的に参加してもらっている。避難所運営訓練にはボランティアや社会福祉協議会等も加わり、住民に実際に避難を体験することで避難所運営の必要性や訓練の大切さを理解してもらうよう取り組んでいる。

三瓶正栄委員

備えあれば憂いなしである。引き続き関係機関と連携し、県民の安全・安心のためにしっかり取り組むよう願う。

高野光二委員

関連するが、住宅用火災警報器の設置について、未設置の住宅には設置を促すよう広報活動を盛んに行っており、来年度も取り組む方向と認識している。現在の設置率が74.6%とのことだが、最近の状況を見ると火災が起きると犠牲が出るという痛ましい状況であるので、取り組みは大変重要である。火災警報器はそれほど高額ではなく、量販店等で手軽に設置できるものがたくさん販売されている。この取り組みは新たなものではなく、毎年取り組んだ結果である。昨年と比較して広報活動にどの程度の効果があり、どの程度設置件数がふえたのかという実績を説明願う。

消防保安課長

平成30年6月1日現在では74.6%、29年6月1日は74.7%で、昨年度のほうが0.1%高くなっている。これは全世帯対象ではなく抽出調査のため、対象地区等によってどうしても前後してしまう。今年度は火災による死者が多く出たため、各消防本部ともこれまで以上に取り組んでおり、来年度の伸びを期待しながら80%を目指したい。

高野光二委員

抽出調査であっても、数字が上がらないのは取り組みの効果が無いとの評価である。広報活動の方法に問題があるのではないか。人の生命や安全にかかわる器具設置の呼びかけであるから、目指す数字は100%である。それだけの気概を持って取り組まなければこの数字は変わらないと思うが、昨年度と今年度の取り組みの違いは何か。

消防保安課長

広報活動の強化のほか、ことし2月に各市町村の消防担当職員を集めた研修会を開催した。器具の単価は下がってはいるが、なかなか購入に至らない人に向け、地区や町内会で共同購入することにより幾らかでも安くなるよう、共同購入に取り組んでもらえるよう依頼した。

高野光二委員

目指す数字は100%である。消防職員に聞くと、火災での死亡のほとんどは焼死ではなく窒息死とのことである。煙を吸って中毒を起こし、意識をなくして亡くなるということである。とすれば火災をいち早く知らせる警報器の重要性がわ

かる。さらに避難の仕方、煙は上にたなびくのでできるだけ姿勢を低くする訓練が非常に重要になる。そう考えれば、県で主催する防災訓練のあり方や、呼びかけの焦点をどこに当てるかなど、より効果のある方法で取り組むことが大切である。県の考えを聞く。

危機管理部長

住宅用火災警報器の設置は極めて重要だと考える。先ほど設置率が頭打ちとの話があったが、平成23年度は約60%であった。震災後に住民の意識が変わり70%台になったが、今ここに来て頭打ち傾向にあると考える。

昨今の火災での死亡事故増に非常に危機意識を持っており、緊急で消防本部を参集して対策の検討、先進事例への意見交換やマスコミも加えて効果的な広報についても検討し、テレビ、ラジオ、新聞等での広報も積極的に行うなど懸命に取り組んでおり、設置率の向上に努めていく。

吉田英策委員

Jアラートについて、国の基本指針の改変に伴い周知に努めると明記されたとのことだが、県ではJアラートの活用や周知についてはどのように考えているか。

危機管理課長

Jアラートの周知については、年4回実施している市町村との共同訓練の際に、市町村を通じて住民へ周知するほか、県のホームページにJアラートの放送内容や、Jアラートが鳴った場合の行動について掲載し、周知を図っている。

吉田英策委員

情報に基づく具体的な避難について、どのように連携させていくのか。

危機管理課長

Jアラートが鳴った際の避難について、北朝鮮からのミサイル発射に際してJアラートが鳴ったことが2回あったが、Jアラートが鳴った場合には身を低くする、近くに頑丈な建物がある場合はそこに避難するなど、可能な限り自分の命を守るための行動をとるよう、市町村を通じチラシを配布するとともに、ホームページにも掲載している。

吉田英策委員

原発関連について聞く。廃炉安全監視協議会で原発の監視事業に取り組むとのことだが、長期の廃炉作業について、原発の安全は県民にとっても大きな関心事であるから、些細なことであっても県民にきちんと情報提供することが大前提である。

廃炉安全監視協議会は、30年、40年という長期にわたってどのように監視や情報提供をし、また、東京電力に対して監視に基づく意見を述べることも必要だと思うが、廃炉安全監視協議会の具体的な役割を聞く。

原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会の運営については、毎年定期的に廃炉作業を進捗やトラブル等に関して確認している。その確認の視点も専門的なところをしっかりと見る必要があるため、18名の専門家を監視員として、その都度テーマに沿った委員によるチェックを行っている。

廃炉安全監視協議会事務局は原子力安全対策課に置かれており、進捗状況やトラブル等の報告を受けることになっている。地元の市町村に対しても速やかに連絡通報する体制をとっている。

また、定期的に行う廃炉安全監視協議会のほかにも、今年度は特に3号機のトラブルが注目されたが、そういったトラブルの実情やその後の対策等を臨機に会議で確認したり、現地調査により確認するなどしている。これまででもこういったものが機能しており、今後も機能していくべきと考えている。来年度以降もそうした取り組みをしっかりと行い、廃炉安全に着実に進めてもらうようにしていきたい。

吉田英策委員

3号機の燃料取り出しについてはさまざまなトラブルがあり、それらに対して協議会ではどのような指導や助言をし、どのようにとらえているのか、具体的にどのような対応をしたのか。

原子力安全対策課長

3号機のトラブルについては、今年度5月ごろからふぐあいが見つかったとの報告があり、作業が中断したことがあった。これについては、トラブルの実情を確認し、原因をきちんと突きとめるよう申し入れ、その後の対策も確認している。

過日、訓練の最中に起きたトラブルのため3号機の燃料取り出しが4月になると公表されたが、これについては2月末に行った訓練で起きたふぐあいに対する対応に時間を要することが理由であるため、県としても、原因をしっかりと調査し、実際の取り出し作業に当たってはきちんと行ってもらおうと考えている。3号機の現在起こっている事象については、改めて廃炉安全監視協議会で確認していく。

吉田英策委員

安全な廃炉を目指すのは当然であって、長期にわたって続くため、県民への責任としてその作業を厳しく監視し、必要な助言を県が行っていくのは当然のことである。そういう立場から聞く。現在、排気筒の解体を進めているが、震災から8年が経過し危険が指摘されている。作業が技術的に難しいこともある中で、この解体に関して県は厳しく監視していくとのことだが、助言等は行うのか、全体として工程をどのように考えているのか。

原子力安全対策課長

1、2号機に設置されている高さ120mの排気筒の解体についてであるが、現在、120mのものを約半分の60m程度の高さに解体していく作業計画となっている。無人で遠隔操作を行い、120mのものを60mまで切り落としていく作業である。非常に難易度が高く、高度な技術を要するものと考えている。平地で無風の安定した状態ではなく高所で風もある中での作業であるため、これまで、東京電力の下請負会社がモックアップで地上に排気筒を模したものを設置し、それを機械を用いて切り落としていく試験を繰り返してきた。その中で安全に行うために必要な技術や、切りくずが飛散しないように、安全に行うための方策を繰り返し研究してきており、ようやく実地で解体というところまで来ている。ただ、安全には万全を期さなければならないため、県としても切りくずや風のほか、無人の遠隔操作でトラブルが起きた場合の対処等の確認を行っている。現在最終的な調整が行われており、実際の解体は5月に予定されている。

吉田英策委員

廃炉に向けたさまざまな作業を一つ一つ厳しく監視するとの説明である。定期的な会議や現地視察で確認するのだろうと思うが、今後、具体的にどのような予定で行うのか。

原子力安全対策課長

これまでも第一原子力発電所の廃炉に関して作業が行われており、その際もそうであったが、まずは安全に計画されているかを確認し、実際に試験現場を視察する。そして実際に作業が行われる場にも行き、説明どおりに行われているか、想定外のことが起きていないかといった確認をしている。トラブルや不都合などがあった場合は直ちに現地を確認し原因を究明するよう指導、さらに、どのような対策をとり、安全が確保されたのか等を監視していく。今後、1、2号機排気筒解体に際しても同様に監視を続ける。

吉田英策委員

作業員の安全について、自動車整備を行っていた下請の作業員が過労死した事案があった。作業とのかかわりについてはいろいろあると思うが、5,000人とも言われる作業員の健康管理、作業の安全について、県としては東京電力に申し入れを行っているか。この自動車整備の作業員については労災認定がされているが、この件に関して県はどのような立場か。東京電力に申し入れを行っているのか。

原子力安全対策課長

第一原子力発電所の廃炉の作業員の安全確保について、廃炉が安全で着実に進むためには作業員が安全に作業できることが前提である。県としては廃炉安全監視協議会の中に労働者安全衛生対策部会を設け、労働者の安全確保や健康管理について確認している。

今回報道があった元作業員の労災認定についても、この部会で状況等を確認している。東京電力の関連会社であり東京

電力の社員ではないが、東京電力としてもその関連会社に対して、労働条件や作業環境が適切か等を確認し、常に改善してもらっており、県としてはそれらの取り組みに関して、東京電力や労働基準監督署等を通して監視と申し入れを繰り返している。

長尾トモ子委員

昨日は震災から8年で各地で慰霊行事があり、私も郡山市と福島市で開催された県の追悼行事に出席したが、郡山市ではあのときの映像が流れ、8年が過ぎても涙が出る。震災の際に各地区の消防団員が一生懸命人命救助に当たっていた。現在、浜通り、相双地区の消防団員が少なくなっている中、広域的な調整や再編支援等の説明もあったが、現状について聞く。

消防保安課長

浜通り、特に避難地域の消防団については、避難地域の再編支援事業の支援会議において、各町村の状況を確認し、情報共有して対策を検討している。

また、双葉郡8町村の消防団、消防団員数は帰還数に応じてなかなかふえていない。そういった中で、平成29年4月に浪江町の十万山で起きた火災のような大規模火災が起きた際の双葉郡8町村の消防団同士の連携訓練を、今年度2回実施している。双葉郡8町村のみでなく、近隣の南相馬市、田村市、飯館村等の消防団との連携等も今後進めていく。

長尾トモ子委員

例えば富岡町からの避難者は郡山市に住んでいるので、地区の住民と避難者との連携が大切である。これまで消防団員として活動していた人との連携や報償についてなど、どのように考えて対処しているのか。

消防保安課長

各町村のプロジェクトチームの中で課題として出ている。火災等への対応については、現在帰還している団員は少数ではあるが、その協力が重要である。一方、検閲等の行事については遠方の団員にも呼びかけて参加してもらい、活性化につなげていきたいとの意見が出ている。

長尾トモ子委員

これからますます人口減少が考えられ、大きな問題である。引き続き検討願う。

震災以降、自主防災組織が各地域にできている。市町村では大体把握していると思うが、県ではどうか。把握しているとすれば、全体的にどのぐらいのパーセンテージか、数が少ないのであればどのような仕掛けをしているのか。

災害対策課長

県内の自主防災組織の状況について、平成30年度のカバー率は76.8%である。自主防災組織は地域において大きな力になるため、その活動を活性化したいと考えており、県においても防災訓練の講座や講師派遣等で支援している。

また、リーダー的存在が非常に重要であるため、自主防災組織のリーダー研修を年1回開催し、有識者による情報提供や他県の事例紹介等を行っている。

長尾トモ子委員

それぞれ自主防災組織をつくり、地域の要支援者がある程度把握して、何かあった場合には誰が対応するのかという体制ができている地域もある。しかし、年々高齢化が進み、介護状態も短期間で変わる中でどのように支援するのか。地域のリーダーが力を発揮しているところはよいが、難しい地域もある。そうではあっても、要支援者が被害に遭うことが多いので、自主防災組織等で要支援者に対するフォローや意識づけをすることが大事である。その点についてどのように考えるか。

災害対策課長

災害時の要支援者をどのように守るかは今後の課題だと認識している。現在、避難指示中や解除されたばかりの町村を除く全ての市町村において、避難行動要支援者名簿は作成済みである。ただ、名簿だけではどのような形で支援すればよいのか難しいため、個別計画の作成を進めている。現在38市町村が個別計画の策定に着手しており、内容としては、避難

行動に支障のある人を誰が支えるか、それらを協議会や町内会等がどのように支援するかという計画を策定することによって、災害時の避難行動要支援者の避難を確保する取り組みが進んでいる。

長尾トモ子委員

要支援者の状況は刻々と変わっていくため、状況を把握し、災害があった際に助けられるようしっかり取り組むようお願い。

高野光二委員

消防団関連の質問である。消防団再編のプロジェクトチームを設置し、消防団の相互支援を行い、消防用資機材配備の経費を支援することのだが、避難地域の消防団に限るのか。また、どのような資機材を想定しているのか。この項目の3,300万円の予算を充てると考えるが、具体的にどのようなものか。

消防保安課長

企業内自衛消防組織を対象としており、エリアは避難地域を含む12市町村の企業を想定している。支援内容は、機能別消防団に登録の上、周辺の火災等に出動する場合に、可搬式の小型ポンプ、防火衣、活動服等を支給する事業である。

高野光二委員

私が想定していたものと違った。機能別消防団という新しい位置づけの中で、団員が少なくなる社会背景では経験者を補助的要員として位置づけることは大切だと思うが、そのための機材という認識である。とりあえずの策かどうかはわからないが、避難地域は団員減少が顕著であるとはいえ、避難地域だけでなく県内どの地域においても消防団員の確保が非常に難しくなっている。そういった機材は、機能別消防団だけではなく、さまざまな状況の中で団員が活動する際の安全面や機能性を保つ無線機の配備など自治体の対応で配備していく。自治体の財政力によって、十二分に支給できるところとそうでないところがあるのが実態だと思う。今回は避難地域ということである程度は理解するが、今後は消防団の減少は県内全体のことであることを頭に置き予算計上してほしい。考えを聞く。

消防保安課長

避難地域支援事業の資機材については、避難地域で業務を営んでいる企業等に対する貸与である。県内全般の消防団の資機材については、消防庁の無償貸与制度、補助金や各種助成事業により、各市町村の要望等を踏まえて対応したい。

長尾トモ子委員

先ほど質問した報償金について聞き逃したように思う。たまたま糸魚川市消防団員の話を書く機会があり、若手の団員がなかなか参加せず、団員の報償金は全て消防団に入り使われてしまうが、糸魚川市はきちんと個人に支払っているとのことだった。個人に支払うことで多少なりとも士気は上がると思うが、本県の現状はどうか。

また、ある年数が経過すると活動しなくても退職金が出るそうで、活動しないのに退職金を出すのはどうなのかという話もあった。本県の現状を聞く。

消防保安課長

団員に対する報償金について、確認している範囲では、確かに団そのものに報償金が支払われているケースもあったが、それが問題になっており、個人の口座に支払う動きが出ていると聞いている。

また、退職報償等について、基本的には団員に年間の報酬と勤続年数に応じた退職慰労報酬が出ていることになっているが、活動していない団員について、定数の見直し等を行っているところもある。

高野光二委員

今の説明を一部訂正したほうがよいと思うが、団員の報酬は団に入る規定にはなっていないはずである。国の交付税規定により、団員1人当たり幾らで各自治体に交付されるため、団に入るシステムにはなっていない。ここはきちんと整理した上で説明しないと誤解を招く。それは各自治体の財政力指数によるが、団員個人への支給額が多少違う。基本は国からの交付税の金額が決まっており、団に入るものではない。

消防保安課長

申しわけない。修正する。基本的には地方交付税の中で、各市町村の団員規模に応じて交付されており、まずは市町村の口座に入り、その後、市町村から各団員に支給される形になっている。

吉田英策委員

火山防災対策について、県内の3つの火山に関して協議会を開催し、避難計画の検討やさまざまな取り組みを行うとのことだが、火山防災協議会の開催回数と、具体的な対策についてどのような議論になっているのか。

災害対策課長

火山防災協議会は活火山法に定められている協議会で、火山ごとに設置することになっている。本県の場合、吾妻山、安達太良山、磐梯山の3つの火山防災協議会がある。また、隣接として、那須岳の火山防災協議会の事務局が那須町あり、関係団体として県内の隣接町村と県が委員になっている。

開催状況については、昨年度は3つの火山の合同協議会として2回開催し、3つの火山の火口周辺の避難計画を策定した。今年度は必ず開催し、3つの火山の裾野の居住地域まで含めた避難計画を検討する予定である。今年度は決定には至らず来年度に繰り越し見込みだが、検討状況等について協議会で報告する。また、火山防災協議会にワーキンググループを置き、具体的な訓練の取り組み等を検討し、検討状況を報告する予定となっており、具体的な火山における避難計画、安全対策を情報共有して進めていくのが協議会の役割である。

吉田英策委員

いつ起きるかわからないため大変ではあるが、この避難計画に要支援者への避難計画はどのように具体化されているのか。

災害対策課長

具体的な部分は計画には盛り込まれておらず、事前に気をつけること、各防災機関や関係機関の役割というような形で、例えば、県であれば気象台から発せられた噴火警報に基づき周辺自治体への避難の呼びかけや具体的な誘導作業を行う、関係機関、県警や消防等に情報提供して一緒に避難誘導するとなっている。

また、避難行動要支援者については、具体的な住民避難として個別に市町村も含めて検討すべきと考えている。

なお、要支援者が利用する施設等は非常に重要な施設であるので、ハザードマップに位置している場合は、あらかじめ早めの避難を呼びかける等の対応を行うとしている。

吉田英策委員

要支援者への配慮は必要であるため、避難計画にもきちんと位置づけるべきと考える。

火山については、噴火とともに火砕流などさまざまな災害が誘発されるので、その域内にある高齢者や子供たちの施設等一つ一つの具体的な避難計画を作成しているのか。

災害対策課長

火山の火砕流の影響範囲に関する具体的な計画は策定されていないが、例えば河川のハザードマップで、流域内にある施設については個別の計画をつくるべきという国の動きもあるため、現在、要支援者の利用施設の避難確保計画作成について市町村と協力している。

高野光二委員

放射線のモニタリングについて、震災から8年が経過し、年々線量が減っているのではないかと思います。私の地元で測定すると、原発事故時点の4分の1とか6分の1というところもあるが、余り減っていないところもある。会津等への影響は少ないと思うし、放射能が多く飛散した地域について、全体的には減っていると解釈するが、山の谷間などではふえているとの話も若干聞く。そのような変化はあるのか。モニタリングの観点から説明願う。

放射線監視室長

県内のモニタリングにおいて、減衰あるいは高くなっているといった特異的なものの把握については、震災から5年経過した時点で、振興局に設置していた代表的なモニタリングポストである可搬モニターの推移状況を一旦まとめ、自然減

衰との比較を検討した経過はあるが、全局で取り組んでいないため、特異な場所が何%あるということをお場で回答するのは難しい。ただ、置かれている場所が空間放射線の影響を受けるところであればふえることも考えられるため、各モニタリングポストの推移を確認したい。現時点での回答としては、多くのところで確かに減衰しているが、特異的な地点までは把握できていない。

高野光二委員

そのような変化が極端にあるところも含めてまとめた資料があれば提出願う。

山田平四郎委員長

資料の提出は可能か。

放射線監視室長

代表的な測定地点における震災発生5年後以降から現在までの状況であれば作成可能であるが、全体的なものは精査が必要となるため、すぐに提出することは難しい。しかし、比較的高線量地点の推移を確認するなど、全体でなくとも影響のおそれがある地点については努力したい。

吉田英策委員

要望でもあるのだが、自衛隊の自衛官募集の件で自治体への要請の話があった。自治体がどのような協力をするのかは各自治体で判断することではあるが、県では59市町村でどのような協力をしているのか把握しているか。

災害対策課長

自衛官の募集に関する事務は法定受託事務とされている。県では全体の会議を開催し、募集事務の参考としてもらうために幾つかの取り組み事例を紹介しているが、各市町村の対応までは把握していない。

吉田英策委員

自衛隊が適齢者名簿の提出を依頼し、それに対して紙媒体や電子データ等さまざまな形で協力する自治体もある。全国的には紙媒体で618の自治体が協力していることを国で把握しているので、県でも把握しているのかと思ひ質問した。それについてどのような協力をしているのか資料提出を願う。

災害対策課長

協力の形は市町村で判断するものであり、どのような形で提供されているかは把握していない。

( 3月13日(水) 出納局)

吉田英策委員

出1ページの財務会計システム維持管理事業について詳しく説明願う。

出納総務課長

財務会計システムの維持管理費を計上しており、具体的にはシステムの運営管理経費、サーバー等の機器の賃借料、新たなシステム導入に係る経費である。

吉田英策委員

このシステムは何年ぐらいを想定しているものか。また、これは委託業務か。

出納総務課長

財務会計システムについてはハードとソフトがあり、ハードはシステム機器であるが5年間の委託契約で毎年支払っている。ソフトはシステムの更新であるが、5年に1度更新しており、その際に開発経費がかかる。また、システム管理やオペレーション業務について毎年委託契約している。

吉田英策委員

委託について、業務に携わる人数はどのくらいか。

出納総務課長

システム全体の管理運営について、SEが2名、オペレーター2名で合計4名である。

吉田英策委員

会計事務の適正執行について、不正や間違い等に対してチェック体制を強化するとの局長説明があったが、平成30年度に不適正執行と言われる事案は何件あり、その特徴はどういうものであったか。

審査課長

不適切事案については、監査委員による監査とは別に、出納局独自で重大事案になる前の段階で報告を求めている。

平成30年度については39件の報告があり、収入に関するものが4件、支出に関するものが26件で、支出に関するものが多くなっている。

内容については、出納局が全ての審査を事前に行う仕組みになっていないため、例えば収入について各執行機関で決裁し処理する中で、調定のおくれや支出科目の誤り等が発生している。それらについては、出納局が事前に確認できないため、財務事務検査等で組織的なチェック体制が確立されているかをしっかり確認し、不備な場合があれば事後指導等で対応する考えである。

吉田英策委員

組織的な確認や事後指導等、不適切事案根絶のためにどのような取り組みをしていく考えかを詳しく聞く。

審査課長

まず組織的なチェック体制について、管理職がチェックすることが大切である。人間はミスをするため担当者任せにせず、必ず管理職がチェックをする。そのためには管理職も知識を習得する必要があるので、管理職研修でしっかりと習得してもらうよう取り組んでいる。

## ( 3月14日(木) 監査委員)

吉田英策委員

平成31年度に206機関を対象に定期監査を実施するとのことで、対象機関が多く苦勞も多いと思うが、監査の実施配分はどのようになっているのか。

監査総務課長

来年度の監査対象機関は271機関あり、そのうち198機関の定期監査と8機関の建築工事等技術監査により206機関となる。

地方自治法によれば毎会計年度、全機関監査をすることになっているが、本県では本庁や地方振興局などの大規模公所については毎年度、比較的小規模の公所については2年に1回、2年度分を実施することになっており、その頻度により来年度は198機関となっている。

吉田英策委員

局長説明要旨の最後に、県民の視点に立った実効ある監査の実施に努めていくと強調されている。監査の中身も県民に周知するのがよいと思うが、県民の視点に立った監査についてどのように考えているのか。

監査総務課長

執行機関における財務事務を初めとする事務事業の執行について、財源は県民からの税金等であることを強く念頭に置きながら、適法性はもとより県民にとっての効率性や有効性等も視点に置いた監査を行う考えである。

吉田英策委員

県民にわかりやすいことも含まれていると思うが、監査内容や問題があった場合もその改善について周知を図ることが大事である。県民への周知についてはどのように考えているか。

監査総務課長

監査の結果について、指摘、指導事項等は県報に登載しているほか、当事務局のホームページにも結果を公表してい

る。また、各執行機関から指摘事項等に対する措置状況の報告を求めているが、特に指摘事項については措置状況を県報に登載している。さらに、1年間の監査結果を監査のあらましとしてまとめ、ホームページ等で公表している。このような形で県民への周知を図りながら、監査の重要性を理解してもらいたいと考えている。

## ( 3月14日(木) 議会事務局)

吉田英策委員

議会の中継システムについて、現在インターネットを通じて誰でも見られる状況である。以前にも、議会中継への手話通訳の配置について議論したことがあるが、議会中継が、さまざまな障がいを持つ県民に対しても対応できることを知ってもらうことは有効だと思う。事務局の考えを聞く。

議事課長

議会中継に手話通訳を導入することについて、昨日開催された広報委員会において同様の意見があり、協議されたところである。その結果、予算措置も要することから、委員長の手元で実施に向けて広報委員会で検討していくと決定された。

吉田英策委員

ぜひ実現できるよう願う。

また、中継を本会議だけでなく特別委員会や常任委員会にも広げて、議会の内容を県民に知らせることが必要と思うが、どのように考えるか。

議事課長

現在、本会議と総括審査会をインターネット中継しているが、委員会については残念ながら現在設備が整っていないため、他県等の状況も収集しながら調査研究しているところである。